

第 2 回小美玉ブランド認定品募集要項

1 目的

小美玉市の豊かな地域資源を活用した農産物等の販路拡大や生産者の経営基盤の安定化を目指し、併せて小美玉市の産業振興や地域の活性化に資するため、優れた産品を小美玉ブランド「小美玉のめぐみ」として認定するものです。

2 申請できる方

産品を生産又は製造（販売）する市内に事業所を有する法人・団体
又は市内に住所を有する個人事業者
※ただし、市税に未納がないこと。

3 認定対象産品

以下のいずれかに該当する産品とします。ただし、飲食店等において提供される料理は対象外とします。

- ・小美玉市内で栽培、飼育又は採取された農産物
- ・小美玉市内で生産された農産物を原料とした加工品
- ・小美玉市の魅力を発信することができる農産物を活用した加工品

4 申込方法

（１）申込期間

令和 7 年 7 月 16 日（水）から令和 7 年 8 月 29 日（金）
午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

（２）提出書類

- ・小美玉ブランド認定申請書（様式第 1 号）
- ・市税に未納がないことを証明する書類
- ・食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）、酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）等の法令に基づく営業許可等の写し
- ・法人の場合は、登記事項全部証明書

（３）申込先

本募集要項第 1 2 のとおり

（４）申込方法

提出書類一式を小美玉市産業経済部農政課にご提出ください。
※郵送の場合は、令和 7 年 8 月 29 日（金）必着。

5 審査方法

以下の方法で審査します。

- (1) 提出された申込書を「小美玉ブランド認定審査会」が書面による事前審査を行います。審査後、電子メールにより審査結果をお知らせします。
- (2) 事前審査を通過した産品は、「小美玉市農産物等ブランド化推進協議会」がプレゼンテーション方式による本審査を行います。

①開催日時・場所

令和7年9月下旬に小美玉市役所本庁舎で開催予定です。

※別途通知します。

②産品の内容説明

産品のプレゼンテーション：10分以内

協議会委員による質疑応答：10分程度

③出席者

3名以内

④その他

加工品は、試食等を行うことも可能です（任意、費用は事業者負担）。

6 審査基準

以下の基準により審査を行い、商品の選定を行います。

審査項目		内 容
①	小美玉市らしさ	当該商品が小美玉市の産業における歴史・文化・伝統・技術が感じられる。 当該商品が小美玉市の地域特性や気候風土に適している。
②	貢献度	当該商品が小美玉ブランドの知名度・イメージアップに貢献が期待できる。 当該商品は収益が見込め、農業・工業・商業等、小美玉市への経済効果が期待できる。
③	独自性	当該商品が他商品と差別化(食味・希少性・デザイン性等)されており、際立つ特性を有する。 当該商品は生産から商品化されるまでの想いやストーリー性がある。
④	信頼性・品質	当該商品は品質の高さを維持・向上するための取り組みや裏付けがあり、高い信頼性を持っている。 例:(GAP、いばらきみどり認定、特別栽培農産物)等 認証 当該商品は消費者ニーズに合致しており、市場性が高い。 当該商品は一定の生産力があり、十分な供給が可能である。
⑤	その他 加 点	持続可能性:当該商品は持続可能な生産方法であると見受けられる。 先 進 性:当該商品は先進的な生産方法であると見受けられる。 将 来 性:当該商品は将来性が感じられる。 地球環境負荷低減性:当該商品は「脱炭素社会」、「循環型社会」等の地球環境への負荷低減に取り組んでいる。

7 審査結果

小美玉ブランド認定決定通知書（様式第2号）により通知します。

※1事業者につき、最大3品までとします。

8 認定の有効期間

認定日から令和11年3月31日まで

※有効期間満了後、引き続き認定を受けようとする場合は、申請により更新をすることができます。

9 認定の特典

- ・小美玉ブランド認定証を交付します。
- ・市が公式的に行うイベントなどにおいて認定品を出品し、PR・販売体制を整えます。
- ・認定品は、市ホームページやパンフレットなどへ掲載し、市内外へ広くPRを行います。
- ・認定品を商談会に出展するなどの販路拡大やブラッシュアップなど

の支援を行います。

- ・小美玉市のふるさと納税返礼品として登録することができます。
(基準に合致している場合のみ)

※認定の特典は、認定事業者が上記支援を望まない場合、この限りではありません。

10 認定事業者の責務

- ・小美玉ブランドの認定基準を遵守するとともに、認定品の生産、製造及び販売等を通じて、当該認定品の情報発信を積極的に行い、

小美玉市の地域経済の活性化及び魅力発信の向上につなげるよう努めること。

- ・認定品の品質、流通及び販売等において事故等の問題が生じたときは、認定事業者がその責任を負うこと。
- ・認定品に係る基準の遵守状況について、認定事業者は、当該調査等に協力すること。

11 留意事項

- ・提出された申込書類は返却いたしません。
- ・申込された個人情報については、当事業の目的以外には使用しません。
- ・申込された産品に関する特別なノウハウや秘密事項などは、事業者自身の責任において対応してください。
- ・申込された産品に関して、第三者の著作権や所有権等に損害を与えたことにより生じたトラブルなどについては事業者の責任で解決してください。
- ・申込及び審査に要する経費は申請者の負担となります。
- ・審査結果に対する個別の問い合わせには、一切お答えできません。

12 担当部署および提出先

小美玉市産業経済部農政課農政係

〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉 835 番

TEL : 0299-48-1111 (内線 1158)

E-mail : nosei@city.omitama.lg.jp